

## 学校生活の規則（茅ヶ崎高等学校定時制）

### 1. 学習

- (1) 授業を大切にし、以下のことを心がける。
  - ◎決められた座席に着き、勝手に席を立たない。
  - ◎他の生徒や他のクラスの学習の妨げになるようなことはしない。（授業中の私語、スマートフォン・携帯電話等の使用、他のクラスへの移動や友達に対する声かけなど。）
- (2) 試験は正しい態度で受け、以下の規則を守る。
  - ◎机の中を空にして、指定された座席で受験すること。
  - ◎机の上には筆記用具のみを置く。
  - ◎以下の行為を禁止する。
    - ・カンニングなどの不正行為
    - ・私語、飲食、および立ち歩き
    - ・スマートフォンなどの電子機器の使用
    - ・イヤホンなどの着用
    - ・試験時間内の筆記用具の貸し借り
    - ・試験時間内の退室
    - ・その他迷惑行為
- (3) 教室は清潔・整頓に留意し、下校時には机の中を空にする。

### 2. 登下校

- (1) 登校は、原則として午後5時以降とする。
- (2) 授業終了後は、学校に用事がない限りすみやかに下校する。
- (3) 補習や部活動などは、午後10時には完全下校できるように実施する。

### 3. 生活一般

- (1) 礼儀をわきまえ、丁寧な言葉づかいをする。
- (2) 他人に対し、迷惑な行為をしない。また、暴力行為やいじめは絶対にしない。
- (3) 20歳未満の者は飲酒・喫煙を絶対にしない。20歳を超えたものであっても、登下校時を含む学校管理下での飲酒、喫煙は絶対にしない。
- (4) 必要以上の金銭・高価な物品・授業や部活動等に関係のない物品・危険物などは持参しない。
- (5) 金銭の貸借、物品の販売・斡旋をしない。
- (6) 所持品には氏名を明記し、各自で管理し、紛失・盗難・拾得の場合は申し出る。
- (7) 休み時間に他学年の教室には入らない。
- (8) 部外者を、学校に連れてこない。

#### 4. 施設等の利用

- (1) 学校内の施設・校具・備品は大切に使い、破損した場合は、必ず申し出る（故意に壊したり、汚したりした場合には、修理・再購入等に必要な実費を請求する）。
- (2) ロッカーを使用する場合には、施錠を心がける。
- (3) 防災・高圧電流・救助器具等に必要もなく手を触れてはならない。
- (4) 火気の使用を禁止する。
- (5) 落書きをしない。

#### 5. 交通安全および車両通学

- (1) 運転免許取得を希望する場合、保護者と充分話し合う。
- (2) 通学で、自転車・原付・自動二輪・自動車を使用する場合は、学校に必ず届け出る。その際、担任に免許証を提示すること。届け出の無い者、交通規則を守らない者、下記の(3)・(4)の事項を守らない者は車両による通学を認めない。  
なお自動車による通学は、駐車スペースの制限などの理由で認めないことがある。
- (3) 車両（原付・自動二輪・自動車）通学者は正門前で必ず一旦停止し、直ちに停止できる安全な速度で走行し、施錠の上整頓して所定の場所に置く。
- (4) 車両を運転する際には、下記の行為を行わない。
  - ◎道路交通法に違反するような行為（暴走行為、ヘルメットをかぶらない状態でのオートバイ走行、原付バイクの二人乗り、ナンバープレートの折り曲げや加工、違法ならびに不必要な改造など）
  - ◎騒音を出す行為（音楽などの音漏れ、不必要なクラクション、マフラーなどの改造による騒音、不必要な空吹かしなど）
  - ◎登録車両以外での登校
  - ◎車両の貸し借り（相手が免許を持っているも）
  - ◎その他 学校内で禁止されている行為

#### 6. 校外生活

- (1) 校外においても本校生徒である自覚を持ち、社会のルールやマナーを守って行動する。
- (2) 身分証明書は常に携帯する。

#### 7. 忌引

親族が死亡したときの忌引扱いは次の日数である。

- |           |    |
|-----------|----|
| ◎父 母      | 7日 |
| ◎祖父母・兄弟姉妹 | 3日 |
| ◎伯・叔父母    | 1日 |